

## 海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種【検疫所の確保する待機施設退所後の接種】

これまで領事メールで「海外在留邦人等の一時帰国時の新型コロナ・ワクチン接種事業」についてお伝えしておりますところ、以下の事項につき新たにお知らせします。

※8月2日時点では、フランスは変異株指定国・地域に含まれませんので、本件は参考としてお知らせするものです。一方、今後フランスが指定国とされた場合、新たな通知がない限り、適用されるものとなります。

1 変異株指定国・地域（注：フランスは含まれません。）から入国し、3日間、6日間及び10日間待機措置の対象者のうち本事業でのワクチン接種を希望する方については、検疫所が確保する待機施設（以下、「待機施設」）での待機期間を経過した後に、検疫所手配のバスで空港に戻る日の開場時間帯（10時～13時、14時～17時）に接種予約を設定することが可能です。

また、待機施設から空港に戻るのが予約時に入力した接種希望時間帯とは異なる時間であっても、同日中であれば接種は可能です。

2 ワクチン接種を理由とした待機施設の延泊は認められません。なお、待機施設退所の翌日10時に空港に向かうバスは8月1日以降運行していませんのでご注意ください。

3 退所日当日にワクチン接種を予約している方以外は、待機施設を退所後、自宅等での待機期間中に空港に改めて来訪し、接種を受けることとなります。但し、入国後14日以内の場合は公共交通機関の不利用等のルールを遵守してください（15日目以降はその限りでない）。

本事業での接種を希望される方は、特設サイトを通じて事前の予約をお願いします。

特設サイト：<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>

外務省からのお知らせ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

### 【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号：03-8852-8500

（フランス国外からは（+33）3-8852-8500）

メール：[consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp](mailto:consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp)（領事班専用）